

# 令和8年度 京都市立美術工芸高等学校 「学校いじめの防止等基本方針」

## 1. はじめに

いじめ防止等は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まず、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが大切である。

「いじめ」とは、「当該生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「一定の人的関係にある他の生徒」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級・部活動に属する者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)の者など、当該生徒と何らかの人的関係にある者を指す。

(注2)「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、冷やかしい、からかい、悪口、仲間はずれ、無視、嫌なことを言うこと、軽くぶつかること、遊ぶふりをしてたたく・蹴ること、所持品を隠すこと、画像や書き込みの送信・拡散など、相手に不安、不快、屈辱、恐怖その他の負担を与える行為を含む。

(注3)「心身の苦痛を感じているもの」の判断は、表面的・形式的に行うのではなく、当該生徒の立場や背景事情を踏まえて行う。

(注4)「物理的な影響」とは、身体への接触や暴力に限らず、金品を求め、所持品を隠す・壊す・捨てること、無理に何かをさせること、撮影や画像共有によって不利益を与えることなどを含む。

(注5)けんか、ふざけ合い、好意から行った行為等であっても、背景事情や当該生徒の受け止めによってはいじめに該当する可能性がある。このため、直ちに除外するのではなく、事実関係と被害性を確認し、必要に応じていじめ対策委員会で情報共有のうえ対応する。

「いじめの解消」とは、少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでおり、かついじめを受けた当該生徒が心身の苦痛を感じていないことが必要な条件である。ただ、その場合でも、いじめが再発する可能性を踏まえ、日常的な注意深い見守りと観察が必要とされる。

## 2. 「学校いじめ防止基本方針」の策定

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、必要に応じた指導を行い、解決につなげることが、また見守りを続けることが重要である。

本方針は、生徒の尊厳を保護する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条と、京都市いじめの防止等に関する条例に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。また、生徒がいじめ防止の「当事者としての自覚」を持ち、主体的かつ積極的に行動できるよう育むことを目指す。

初期段階のいじめや、短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として把握し(いじめの事案)、

解決に向けた取組を行い、以後の見守りを続ける。

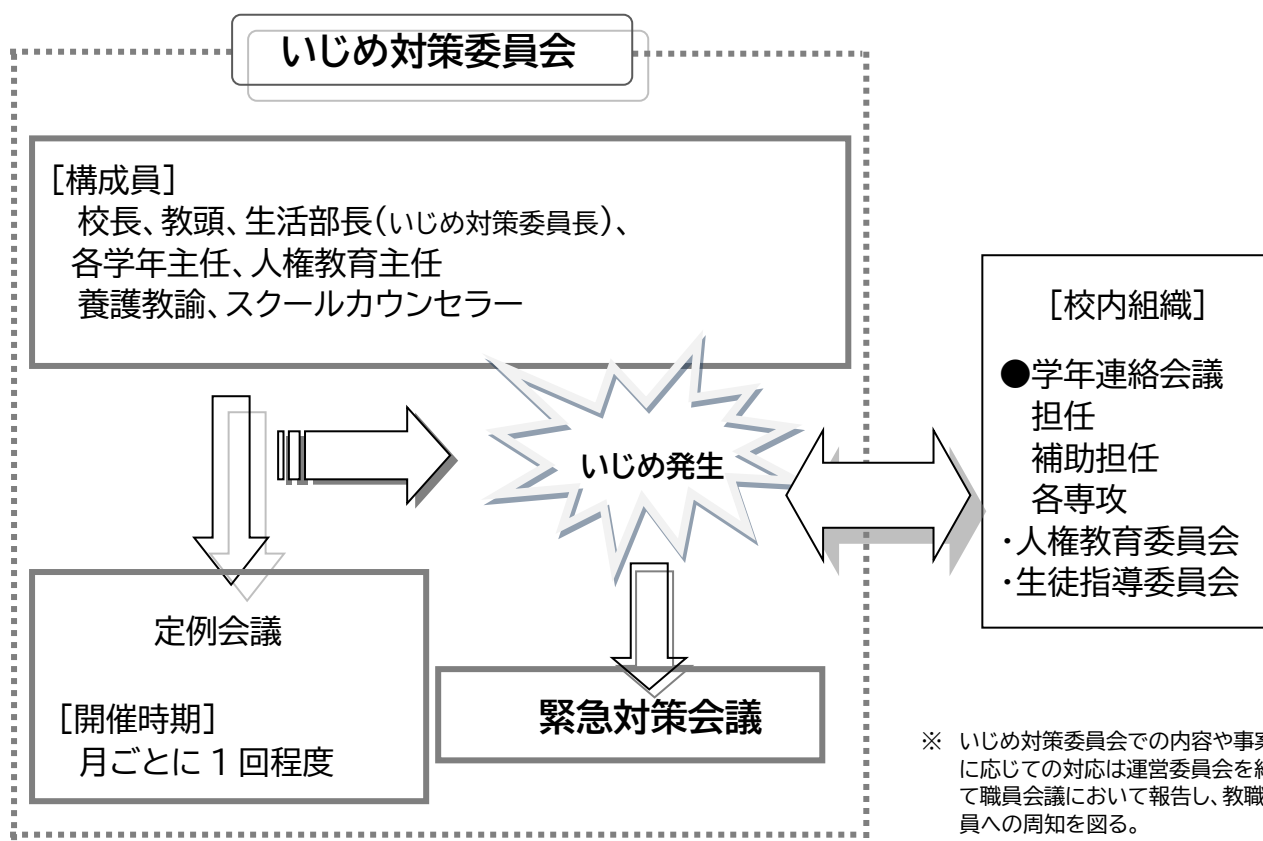
いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 3. いじめ対策委員会

本校の教育理念「自由快活な校風のもとで 多様性を尊重し共に高め合い 美の精神をもって広く社会に貢献できる 高い理想をもった創造性豊かな自立した青年を育成する」に基づき、いじめ問題への取り組みを推進する。学校全体で組織的な取組を行うため「いじめ対策委員会」を設置する。いじめの早期発見・早期対応はもちろんのこと、問題解決に向けて組織的に取り組み、いじめを生まない学校環境を形成するための原案づくり等を担う。

#### (1) いじめ対策委員会の設置

<いじめ対策委員会組織図>



#### [役割]

- ◆ 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導にいかす。
- ◆ 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ◆ 情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ◆ いじめとして対応すべき事案か否か判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら問題解決まで被害者・加害者双方に対し指導・支援を行う。

#### [生徒・保護者への周知方法]

- ◆ 生徒へは年度当初のオリエンテーション、及び「生活部だより」でいじめ対策委員会の役割や構成について説明をする。
- ◆ 保護者に向けては、1年生には新入生の保護者合同のオリエンテーションで、いじめ対策委員会の役割や構成について説明をする。
- ◆ また全学年の保護者に向けては、保護者向けの配布プリントでいじめ対策委員会の役割や構成について説明をする。

## 4. 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、自他を敬愛する思いやりのある心を育む本校の教育理念の実践を心がける。また、年間を通して生徒及び保護者、教職員の学びの場を計画的に設ける。

#### [授業改善]

- ◆ 進んで学びたくなる学習環境を整備し、「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業実践への取組を推進する。
- ◆ 本校の専門教育を中心とした豊かな心を育む取組を実践する。  
生徒同士が力を合わせて学ぼうとする学級・学校体制を構築し、規範意識を育成する。
- ◆ 豊かな感性や情操を育むため、専門性の高い専攻実習や美術見学等の機会を通じた学ぶ機会を持つ。

#### [道徳教育]

地域の清掃ボランティアや、能登半島地震支援のアートプロジェクトなどへの取組を推進する。生徒自らが互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのための主体的な活動を通じて、個々の生徒が自己存在感や充実感を持てる取組を行う。

#### [主体性に基づく絆づくり]

生徒会活動やボランティア活動、クラブ活動などの主体的な取り組みを通じて、互いの存在を改めて確認し尊重できる空間をつくる取組を推奨する。

### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ◆ 日常の生徒観察や随時の教育相談、実習の様子などあらゆる機会を捉え、担任・専攻担当者が生徒の些細な変化に気づき、実態把握に努める。情報を共有し、分析し、速やかに対応する。
- ◆ 日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート(年 1 回の無記名式、および年 2 回の記名式)を行い、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景を探り、早期の支援・指導を行う。
- ◆ 日常の教育相談に加え、専攻選択、3 年次からの AP/AF コース選択に向けて行う面談を活用して生徒が抱える問題等を聴き取り、ともに改善する方向を探る。

### (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への支援、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携など適切な措置を講ずる。

#### [いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応]

- ◆ フローチャート図を最後部に掲載

#### [インターネットを通じて行われるいじめへの対応]

- ◆ 携帯端末使用のルールや危険性についての研修会を行う。
- ◆ ネットパトロールを利用し、個人情報の漏えいや他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握した時は適切な指導を行う。
- ◆ 情報モラル委員会活動を通じて、ルールやモラルについて生徒自ら考える機会を持つ。

#### [「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組]

- ◆日常の生徒観察とその情報の共有を速やかに行う。
- ◆他者の捉え方や感じ方と、それに対する対応の仕方などを個別に考えさせながら他者理解を深める。

#### (4)教職員の資質能力向上の取組

各分掌と連携し校内研修の充実を図り、いじめについての理解を深める。また、年 3 回実施する「いじめアンケート」の結果分析会を実施し、本校の生徒実態を的確に把握する。

##### [開催時期]

- ・教職員校内研修 年 1 回
- ・「無記名式いじめアンケート分析会」アンケート実施直後 年 1 回
- ・「記名式いじめアンケート分析会」アンケート実施直後 年 2 回

##### [校内研修内容]

- ・いじめ防止対策に関する研修
- ・ネットトラブルに関する研修
- ・人権についての研修 等

## 5. 保護者・地域、関係機関との連携

いじめ防止に関わっては、各生徒の置かれた状況を把握し、常に関係性の高い保護者や地域との連携が不可欠である。必要に応じて連絡を密にし、場合によっては関係機関とも相談をしながら見守る体制を作ることが肝要である。

## 6. 重大事態への対処

### (1)基本的な考え方

重大事態は、法において、次のとおり定義されている。

(いじめ防止対策推進法第28条(抄))

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間\*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処および同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導のもと、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。 ※年間30日を目安とする

### (2)重大事態の疑いが発覚したときの対応

- ・重大事態の事実の有無を確認する。
- ・教育委員会への報告を行い、共有を図る。
- ・再発防止に努める。
- ・生徒又は保護者への支援、安心して教育を受けるための必要な措置を講じる。
- ・保護者に対して助言を行い、理解と協力を求める。
- ・保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講じる。

## 7. 年間(前期・後期)計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

### [前期計画]

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や関連する行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	・いじめ対策委員会① ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し ・職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	・学年目標の設定 ・学年連絡会 ・人権学習(同和問題) ・1年スタートアップ研修 ・「非行防止教室」研修	・個人面談	・SNS利用について ・入学式後刊エッセイ ・ホームページへの掲載
5	・公開授業	・前期生徒総会 ・人権学習(3年)		
6	・いじめ対策委員会②	・文化祭		
7	・いじめ対策委員会③ ・いじめアンケートの情報共有	・インターンシップ説明会 ・健康学習(1年)	・いじめに関するアンケート 【記名式】実施(文化祭後)	・保護者説明会(2年) ・保護者懇談(1、3年)
8	・学校保健委員会 ・PTA/教職員合同人権研修	・夏のOS(ボランティアスタッフ) ・インターンシップ実施		
9	・年間の取組の見直し ・いじめ対策委員会④	・インターンシップ報告会		
10	・いじめ対策委員会⑤ ・いじめアンケートの情報共有	・終業式 ・美工作品展	・いじめに関するアンケート 【記名式】実施	

### [後期]

10		・始業式 ・健康学習(2年)	・前期学校評価アンケート実施	
11	・いじめ対策委員会⑥	・体育祭 ・後期生徒総会 ・健康学習(3年) ・人権学習(2年)	・個人面談	・保護者説明会(1年)
12				・保護者懇談(2年)
1	・いじめ対策委員会⑦	・後期作品展(3年)	・いじめに関するアンケート 【無記名式】全学年実施	
2	・いじめ対策委員会⑧ ・いじめアンケートの情報共有		・後期学校評価アンケート実施	
3	・いじめ対策委員会⑨ 「次年度に向けて年間計画の見直しと総括」	・年間成果発表会(1、2年) ・終業式		・コース別説明会(2年) ・入学者説明会

## <いじめの対応の基本的流れ>

### 組織的ないじめ対応の流れ

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化
- 発達支持的生徒指導の充実

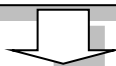
いじめの予防

#### いじめの情報



#### [情報を集める]

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「組織:いじめ対策委員会」に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める



#### [指導・支援体制を組む]

- 「組織:いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。  
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

連携

関係機関

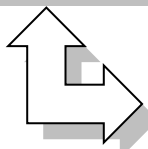


#### [生徒への指導・支援]

- いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員 = <担任、補助担任、専攻>、家族、地域の人々等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

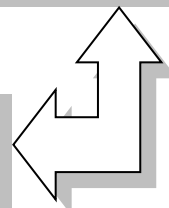
#### [保護者と連携する]

- 担任、補助担任、専攻を中心に、関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。



#### [今後の対応]

- 継続的な指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。



- 臨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織:いじめ対策委員会」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。